

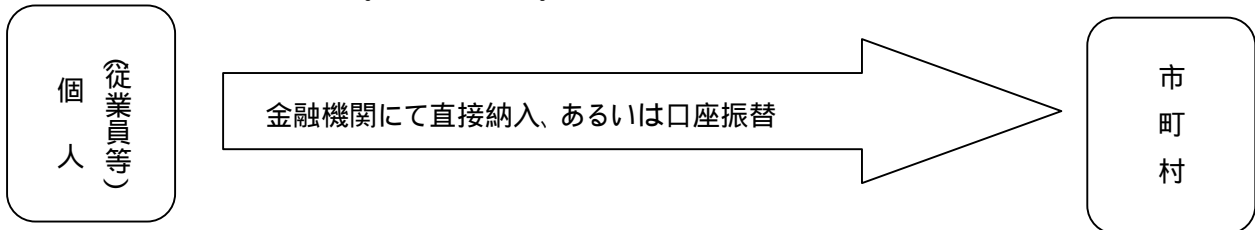
お勤めの皆様へ

個人住民税は毎月の給与から天引きされます

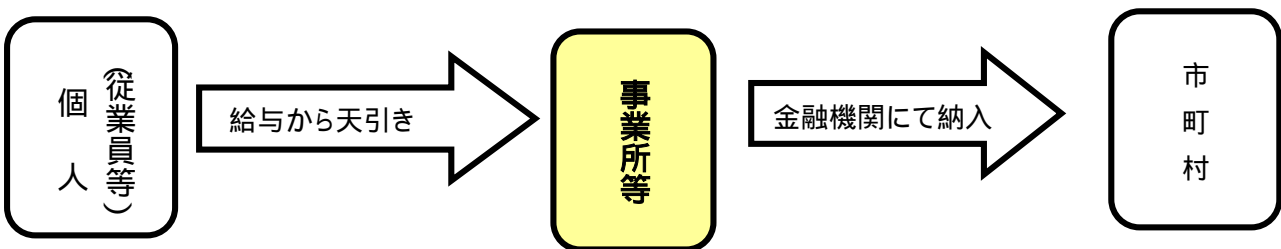
現在ご自身で納付されている個人住民税を給与天引きの方法により納入していただきます。これにより、対象となる個人住民税は平成26年6月から毎月給与天引き（特別徴収）される予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

個人住民税の納税方法には、【普通徴収】と【特別徴収】があります。
ご自身で直接納入するものを【普通徴収】、給与から天引きされるものを【特別徴収】といいます。

これまでの納め方（普通徴収）



平成26年6月からの納め方（特別徴収）



特別徴収に変えると...

納税回数が増えるため、1回あたりの納税額が少なくなります。

年税額は変わりませんが、今までは年4回で納めていたものを毎月の給与から12回に分けて天引きされるため、1回あたりの納入額が少なくなります。

納め忘れがなくなります。

直接金融機関に行き、納入する手間がなくなり、また納期限を気にする必要がありません。

ご注意

65歳以上で公的年金所得がある場合

給与所得の他に公的年金所得がある場合、公的年金所得にかかる税額は、年金からの天引き、もしくはご自身で納めていただく場合がありますので、ご承知おきください。

よくある質問 Q & A

Q どのような従業員が給与天引きの対象ですか？

A 前年中に給与の支払いを受け、今年4月1日において給与の支払いを受けている方は、原則として事業所等によって給与天引きされることとなります。職種や雇用形態は関係ありません。

Q 自分で納めたいので、給与天引き(給与特徴)はしないでほしい。

A 事業所は該当するすべての従業員から特別徴収の方法により、個人住民税を納めなければならないため、従業員が個々に納入方法を選ぶことはできません。

ただし、お勤め先の給与以外の所得(営業、農業、不動産等)に係る市・県民税については、確定申告又は市・県民税申告の際に納入方法を選ぶことができます。

Q 同僚が給与天引きされていないのですが？

A 他にお勤め先があり、そちらの会社で給与天引きされている、あるいは給与の支払が不定期である、などの理由により給与天引きにならない場合もあります。

Q 年の途中で退職した場合、残りの税額はどうやって納めればいいですか？

A 退職時の給与から一括して納めていただく方法と、納入書によりご自身で納めていただく方法があります。退職時にお勤め先にご確認ください。ご自身で納めていただく場合は、納税通知書をご自宅にお送りします

【お問い合わせ先】

市町村名	担当部署名	電話番号
新潟市	市民税課	025-226-2253
長岡市	市民税課	0258-39-2711
三条市	税務課	0256-34-5511
柏崎市	税務課	0257-23-5111
新発田市	税務課	0254-22-3101
小千谷市	税務課	0258-83-3508
加茂市	税務課	0256-52-0080
十日町市	税務課	025-757-3716
見附市	税務課	0258-62-1700
村上市	税務課	0254-53-2111
燕市	税務課	0256-77-8142
糸魚川市	市民課	025-552-1511
妙高市	市民税務課	0255-74-0011
五泉市	税務課	0250-43-3911
上越市	税務課	025-526-5111

市町村名	担当部署名	電話番号
阿賀野市	税務課	0250-61-2472
佐渡市	税務課	0259-63-5110
魚沼市	税務課	025-792-9751
南魚沼市	税務課	025-773-6668
胎内市	税務課	0254-43-0311
聖籠町	税務財政課	0254-27-2111
弥彦村	税務課	0256-94-3134
田上町	町民課	0256-57-6115
阿賀町	町民生活課	0254-27-2111
出雲崎町	町民課	0258-78-2292
湯沢町	税務課	025-784-3452
津南町	税務町民課	025-765-3113
刈羽村	住民生活課	0257-45-3915
関川村	税務会計課	0254-64-1451
粟島浦村	総務課	0254-55-2111